

伊勢原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を促進するため、母子家庭の母及び父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）が資格取得のために受ける養成訓練の受講期間について伊勢原市高等職業訓練促進給付金等（以下「給付金」という。）を支給することに関し、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）
- (3) 特定高等職業訓練促進給付金（以下「特定訓練促進給付金」という。）

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、市内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で、現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養している者であって、訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金にあっては、養成機関において修業を開始した日以後において、修了支援給付金にあっては養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は同等の所得水準にあること。
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として次条に規定する対象資格を取得するため養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 原則として、過去に給付金の支給を受けたことがないこと。

(対象資格)

第4条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の対象とする資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師

- (12) 保健師
- (13) 助産師
- (14) その他市長が定める資格

2 特定訓練促進給付金の対象とする資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
 - (2) 保育士
 - (3) 介護福祉士
- (支給対象期間等)

第5条 給付金の支給対象期間及びその時期は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が48か月を超えるときは、48か月）を超えない期間とする。

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48か月を超えない期間とする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない期間とする。）

ウ 訓練促進給付金の支給は、月を単位とするものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(3) 特定訓練促進給付金

特定訓練促進給付金の支給対象期間及びその時期は、第1号に規定する訓練促進給付金と同様とする。

(支給の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対して、伊勢原市高等職業訓練促進給付金等支給（額変更）申請書（第1号様式。以下「支給（額変更）申請書」という。）を提出しなければならない。

2 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に、修了支援給付金の支給申請は、修了日以後30日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

3 支給（額変更）申請書には、次の書類（第1号オに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

(1) 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家

庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する７０歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（第２号様式。以下「扶養親族に関する申立書」という。））及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と同一の世帯に属する者（当該母子家庭の母又は父子家庭の父の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第８条第１項第１号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が在籍を証明する書類（入校又は入所証明書等）

オ 支給申請時に修業している養成機関の長が単位等の取得状況を証明する書類（単位取得証明書等）

(2) 修了支援給付金

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する７０歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（扶養親族に関する申立書）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が１月から７月までの場合には、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が１月から７月の場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

ウ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第８条第２項第１号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
（支給の決定）

第７条 市長は、支給申請があったときは、申請者が支給要件に該当しているかどうかを

審査し、速やかに支給の可否を決定し、その結果を当該申請者に対し伊勢原市高等職業訓練促進給付金等支給（額変更）決定通知書（第3号様式。以下「支給（額変更）決定通知書」という。）又は伊勢原市高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書（第4号様式）により通知しなければならない。

（支給額等）

第8条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が訓練促進給付金の支給の申請をする月の属する年度（4月から7月までに訓練促進給付金の支給の申請をする場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。以下同じ。）である場合月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月（その期間が12か月未満であるときは、当該期間）については月額140,000円、平成24年3月31日までに修業を開始した者は141,000円）
- (2) 対象者が前号に掲げる者以外の者である場合 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月（その期間が12か月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合 50,000円
- (2) 対象者が前号に掲げる者以外の者である場合 25,000円

3 特定訓練促進給付金の支給額は、扶養している児童が2人以下の世帯に対しては月額30,000円とし、扶養している児童が3人以上の世帯に対しては月額50,000円とする。

（事前相談の実施）

第9条 給付金の申請をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、事前相談において、申請者の養成機関における単位の取得状況及び生活状況について聴取するなど、その資格の取得見込み及び給付金の支給の必要性について、十分把握するものとする。

（給付金の請求）

第10条 給付金の支給決定を受けた者は、別表に定める請求期間内に伊勢原市高等職業訓練促進給付金等請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）により、市長に給付金を請求するものとする。ただし、やむを得ない事由により期限までに提出できないときは、この限りでない。

2 休学等により資格取得の見込みがなく、かつ、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合には、当該月の訓練促進給付金は支給しない。ただし、当該出席

しなかった理由が夏季休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれているものによる場合は、これを支給する。

（修業期間中の受給者の状況確認等）

第11条 市長は、訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が、養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、定期的に出席状況に関する報告等を求めることができる。

（受給資格喪失の届出）

第12条 受給者が、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき、伊勢原市内に住所を有しなくなったとき又は修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に、伊勢原市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

（支給決定の取消し）

第13条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、遅滞なくその旨の伊勢原市高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書（第7号様式）により、当該受給者に通知しなければならない。

（給付金の返還）

第14条 偽りその他不正の手段や支給要件に該当しないで給付金の支給を受けた者は、既に支給を受けた給付金の一部又は全部を返還しなければならない。

（関係機関との連携）

第15条 本事業の実施に当たって市長は、資格取得養成機関、就学関係機関、神奈川県、市町村及び神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター等関係機関と密接な連携を図るものとする。

（給付金の支給額の変更）

第16条 受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況に異動があったとき、又は受給者の属する世帯に異動があったときは、当該変更のあった日から起算して14日を経過する日までに、支給（額変更）申請書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により受給者の支給額に変更があったときは、当該支給額を変更し、支給（額変更）決定通知書により当該受給者に通知するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に当たり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年4月1日告示第91号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令

第224号)における寡婦等のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。)を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であつたときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得額が125万円を超える者に限る。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であつたときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則(令和2年3月18日告示第25号)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の第8条第1項第1号及び第2号の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和4年2月2日告示第8号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の伊勢原市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)に定める様式により使用されている書類は、この告示による改正後の伊勢原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要

綱に規定する様式によるものとみなす。

- 3 この告示の施行の際現に存する旧要綱に定める様式により使用されている書類は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第59号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日告示第131号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年8月9日告示第130号）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の第3条第2号及び第8条第1項各号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第95号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の伊勢原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱に定める様式により使用されている書類は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

別表（第 10 条関係）

給付金の種類	請求期間
訓練促進給付金	交付決定を受けた対象月の翌月 10 日までの期間
修了支援給付金	交付決定日から 14 日以内の期間

第1号様式（第6条、第16条関係）（表面）

伊勢原市高等職業訓練促進給付金等支給（額変更）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者の氏名 _____

[署名してください]

高等職業訓練促進給付金・特定高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので次のとおり申請します。

※ いずれかに○をつけること。

また、本申請の審査等の事務に当たり、申請者及び同一の世帯に属する者の関係情報を公簿等により確認することを承諾します。

氏 名	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生
個人番号			(歳)	
住 所	(〒 -)		電話 ()	
過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・特定高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが (ある ・ ない)			
同時に利用する給付金・貸付金				
養成機関及び修業内容	養成機関名			
	住 所			電話 ()
	修 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		養成区分 昼間・夜間・通信
	修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・保健師・助産師・その他 ()		
希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類 普通 ・ 当座	
	支店等名		口座番号	
	フリガナ 口座名義	フリガナ		
	☐ 公金受取口座を利用します。			
※児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)			

(注)

- 「同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- 修業証明書等を添付する場合は、「養成機関及び修業内容」欄に記載する必要はありません。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。
- 「※児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について
(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください)

1	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月日生 (歳)	
	個人番号				
	住所	(〒 -)	続柄		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
2	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月日生 (歳)	
	個人番号				
	住所	(〒 -)	続柄		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
3	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月日生 (歳)	
	個人番号				
	住所	(〒 -)	続柄		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
4	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月日生 (歳)	
	個人番号				
	住所	(〒 -)	続柄		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
5	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月日生 (歳)	
	個人番号				
	住所	(〒 -)	続柄		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当

(備考)

第2号様式（第6条、第16条関係）

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

伊勢原市長 殿

住所 _____

氏名 _____

[署名してください]

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

1	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号			
	住所 (別居の場合)	(〒 -)	続柄	
2	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号			
	住所 (別居の場合)	(〒 -)	続柄	
3	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号			
	住所 (別居の場合)	(〒 -)	続柄	

(注)

- 当該扶養親族の所得証明書を添付してください。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができます。
- この申立書は高等職業訓練促進給付金、特定高等職業訓練給付金又は高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

伊勢原市指令 () 第 号

年 月 日

伊勢原市長

印

フリガナ 氏 名				生 年 月 日 年 月 日生 (歳)	
住 所		〒 ー		電話 () ー	
養成機 関及び 修業につ いて	養成機関名				
	住 所				電話
	決 定期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
	修業に係る 資 格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・ 美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・保健師・助産師・その他 ()			
支 給 決 定 額		高等職業訓練促進給付金		月額	円
		特定高等職業訓練促進給付金		月額	円
		高等職業訓練修了支援給付金		円	
支 払 金 融 機 関	金融機関名		本・支店名		普
	銀行 信用金庫 農協		支店 支所		通 預 金
	フリガナ 名 義 人				
備考					

この処分不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分を知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）をする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（訴訟において伊勢原市を代表する者は、伊勢原市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(事務担当は、)

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで提出のありました高等職業訓練促進給付金等支給（額変更）申請書を審査した結果、次の理由により申請を却下することと決定しましたので通知します。

申請を却下した理由

備考

この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分を知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）をする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（訴訟において伊勢原市を代表する者は、伊勢原市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、 ）

第5号様式（第10条関係）

伊勢原市高等職業訓練促進給付金等請求書

伊勢原市長 殿

年 月 日

申請者氏名

印

高等職業訓練促進給付金（ 月分）・特定高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金を請求します。

※ いずれかに○をつけること。

フリガナ 氏 名				生 年 月 日	
				年 月 日生 (歳)	
住 所		〒	—	電話 ()	—
養成機 関及び 修業内 につい て	養成機関名				
	出席日数	日	出席すべき日数	日	
	修業期間	年 月 日 ~	年 月 日	養成 区分	昼間・夜間 ・通信
請求額		円			
支 払 金 融 機 関	金融機関名		本・支店名		普 通 預 金
	銀行 信用金庫 農協		支店 支所		口座番号
	フリガナ 名 義 人				
備考					

(注) 出席状況が確認できる書類を添付してください。

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

伊勢原市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

伊勢原市長 殿

年 月 日

氏名 _____
[署名してください]

高等職業訓練促進給付金・特定高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金を受給する資格がなくなりましたので、次のとおり届け出ます。

フリガナ 氏 名			生 年 月 日
			年 月 日生 (歳)
住 所	〒 — —	電話 (— —) — —	
受給資格がなくなつた理由	① 母子家庭又は父子家庭でなくなったため。 ② 伊勢原市から他市へ転出したため。 ③ 養成機関での修業を取りやめたため。 ④ その他 (— —)		
資格がなくなった日			

(注) 資格がなくなった状況の確認できる書類を添付してください。
 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができます。

伊勢原市指令 () 第 号

年 月 日

印

フリガナ 氏 名			生 年 月 日 年 月 日 生 歳
住 所	〒 ー	電話 () ー	
受給資格がなくなつた理由	① 母子家庭又は父子家庭でなくなったため。 ② 伊勢原市から他市へ転出したため。 ③ 養成機関での修業を取りやめたため。 ④ その他 ()		
資格がなくなった日	年 月 日		
支 給 取 消 月	年 月 ～ 年 月		

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）をする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（訴訟において伊勢原市を代表する者は、伊勢原市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（事務担当は、 ）